

平成29年8月1日

事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会

アーク溶接等の業務に係る特別教育の実施について

労働安全衛生法に基づき「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務」（労働安全衛生規則第36条第3号）に従事する者に対して安全衛生に関する特別の教育を行わなければならないことが義務づけられています。

そこで当協会支部では、下記のとおりアーク溶接等の業務に係る特別教育を下記のとおり実施いたしますので、対象者となる方はこの機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 期 日 平成29年10月16日～18日
2. 会 場 山陽小野田市大字西高泊1261-1
「(一社)山口県労働基準協会 西部教習所」(旧ポリテクセンター小野田)
3. 受講料(8%消費税込) 会員 12,960円 非会員 15,120円
4. テキスト代 「アーク溶接等作業の安全」 定価 1,080円(本体1,000円+税)
5. 受講申込方法

別紙申込書及び受講票に所定事項を正確明瞭に記入し、受講料及びテキスト代を添えて、下記によりお申し込みください。

* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。

- (1) 申込開始日 平成29年9月1日

ただし、定員45名になり次第締め切ります。

- (2) 申込先

〒756-0091 山陽小野田市西高泊1261-1

(一社)山口県労働基準協会 小野田支部 (電話 0836-84-1200)

山陽小野田市雇用能力開発支援センター内(旧ポリテクセンター小野田)

6. 期日・時間・科目

月 日	時 間	科 目	講習時間
10月16日(月)	8:30～9:30	アーク溶接等に関する知識	1時間
	9:35～12:35	アーク溶接装置に関する基礎知識	3時間
	13:30～17:05	アーク溶接等作業の方法に関する知識	3.5時間
10月17日(火)	8:30～11:05	アーク溶接等作業の方法に関する知識	2.5時間
	11:10～12:10	関係法令	1時間
	13:00～17:05	実技(装置の取扱・作業の方法)	4時間
10月18日(水)	9:00～12:00	実技(装置の取扱・作業の方法)	3時間
	13:00～16:00	実技(装置の取扱・作業の方法)	3時間

7. 特別教育の修了証明等

修了者には「特別教育修了証」を発行します。

8. その他

- ① 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- ② 筆記用具、ノートをご用意ください。
- ③ 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- ④ 実技教育がありますので、ヘルメット、作業服、安全靴、防塵マスク、防塵メガネ、手袋着用で受講してください。
- ⑤ 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

